

遠賀町狭あい道路整備事業実施要綱

(目的)

第1条 遠賀町狭あい道路整備事業(以下「事業」という。)は、狭あい道路を整備することにより、生活環境の向上を図り、安全で住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、遠賀町とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築行為等 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建築物及びこれに付随する門、塀、擁壁等(以下「建築物及び工作物等」という。)を建築、築造する行為をいう。
- (2) 狭あい道路 法第42条第2項に規定する道路及び当該道路以外の路線であって町長がこの要綱の規定を適用する必要があると認めた幅員4メートル未満のもので、遠賀町が管理しているものをいう。
- (3) 後退線 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線及び前号の幅員4メートル未満の道路について同項を適用した場合に道路境界線とみなされることになる線をいう。
- (4) 後退用地 次に掲げる土地をいう。
 - ア 狭あい道路と後退線の間挟まれた土地
 - イ この事業の目的のために町長が特に必要と認めた土地

(適用範囲)

第4条 この要綱は、狭あい道路に接する遠賀都市計画区域内(都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第1項に基づく区域。)の敷地の後退用地について適用する。

(対象者)

第5条 この事業の対象者は、前条の適用範囲の後退用地の所有者又は納税管理人等(以下「対象者」という。)とする。

(事前協議)

第6条 対象者は、後退用地の属する敷地に建築行為等を行うことに伴い事業の適用を受ける場合は、法第6条第1項の規定による確認申請書を提出する前に、後退用地寄附事前申出書(様式第1号)を町長に提出し、事業について事前協議を行なうものとする。

(境界査定の実施)

第7条 対象者は、前条による協議を行うときは、道路の境界線を明確にしな

なければならない。

(後退用地の寄付等)

第8条 対象者は、この事業の適用を受ける場合は、後退用地寄附申出書(様式第2号)を町長に提出し、後退用地について寄付を申し出るものとし、その取扱いは遠賀町道路敷地寄附受納規程(平成18年告示第100号)による。

2 町長が特に必要と認めた場合は、前項の規定によらず町長は当該後退用地を予算の範囲内で買取ることができるものとする。

3 前項に規定する町長が買取ることができる後退用地は別に定める。

(後退用地の無償使用)

第9条 対象者は、所有権移転ができないなどの理由により、町長が前条によることが困難と認めた場合においては、後退用地無償使用承諾書(様式第3号)を提出し、後退用地の無償使用を承諾することで事業の適用を受けることができるものとする。なお、後退用地の無償使用を承諾する用地については、測量等により区域を明確にするものとする。

(建築物及び工作物等の移設又は撤去)

第10条 対象者は、事業の適用にあたり、後退用地に建築物及び工作物等が建築、築造されている場合は、移設又は撤去しなければならない。

(提出書類)

第11条 対象者は、第8条及び第9条に規定する申出等を行う場合は、次の各号に掲げる書類のうち、町長が求める書類を提出しなければならない。

- (1) 土地売買契約書
- (2) 建築物及び工作物等移転補償契約書
- (3) 登記原因証明情報兼登記承諾書
- (4) 位置図
- (5) 配置図
- (6) 公図
- (7) 土地登記簿謄本
- (8) その他必要書類

(費用負担)

第12条 町長は、後退用地に係る境界確認協議、測量、境界杭の設置、分筆及び所有権移転登記に関する費用を全額負担するものとする。

2 町長は、第10条の規定により、対象者が後退用地に築造された建築物及び工作物等の移設又は撤去を行った場合は、移設又は撤去に要した費用の一部又は全部を予算の範囲内で補償できるものとする。

(後退用地の整備)

第13条 町長は、特別な理由がない限り、この要綱に基づく協議が成立し、所要の手続きが完了した後は、道路用地として整備するものとする。

(適用除外)

第14条 この要綱の規定は、次のいずれかに該当する場合は適用しない。

- (1) 都市計画法第29条に規定する許可を受けて開発行為を行う場合
- (2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119条)に基づく土地区画整理事業を施行する場合
- (3) 遠賀町開発行為指導要綱(平成11年要綱第3号)が適用される開発行為を行う場合
- (4) 町長が、この要綱の適用を不相当と認める場合

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。